

2月10日時点の情報

発熱などの症状がある方の相談先

受診前に必ず 電話をしましょう



発熱などの症状がある場合

不安に思う方

- ・感染したかもしれないと不安
- ・感染予防法が知りたい

かかりつけ医がいる

かかりつけ医がいない

地域の医療機関を市HPで検索
または問い合わせ

健康推進課 ☎441-6100
調布市医師会 ☎483-8648

東京都発熱相談センター

☎03-5320-4592
受付/24時間対応(土・日曜日、祝日含む)
症状や患者との接触履歴などを聞き取り

東京都新型コロナコールセンター

☎0570-550571
(ナビダイヤル)
受付/午前9時～午後10時(毎日)

かかりつけ医へ
☎電話で相談

地域の医療機関へ
☎電話で相談

紹介された医療機関へ
☎電話で相談

かかりつけ医・医療機関の指示に従って受診

医師の判断により、受診した医療機関やPCRセンターで検査



医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された方は、保健所からの連絡をお待ちください。万が一、連絡が来る前に体調が悪化した場合は、以下へ連絡してください。

多摩府中保健所 ☎042-362-2334
(平日午前9時～午後5時)

東京都発熱相談センター
☎03-5320-4592(24時間対応)

事業者の皆さんへ

業種別ガイドラインの遵守を



事業者向け東京都感染拡大防止ガイドラインや各業界団体作成のガイドラインを参考に、感染防止対策の徹底をお願いします。

感染防止対策を実施して、都専用フォームから申請すると「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行することができます。詳細は市HP(右記2次元コードからアクセス可)参照



入場時などでの対策

- ☑ 行列整理や床の目印表示、オンラインでの日時指定予約などにより混雑を回避する
- ☑ 消毒備品を各所に設置し、利用者に手洗いや手指消毒の徹底を周知する
- ☑ 利用者にマスク着用の徹底を周知する

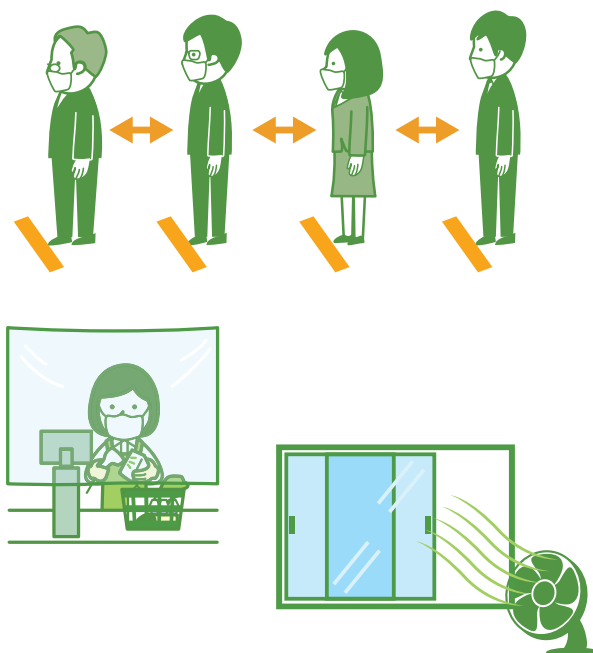
施設内での対策

- ☑ 座席の工夫など従業員も含めて対人間隔を確保し、大声で会話しないよう周知する
- ☑ 扉や窓を開け、扇風機を外部に向けて使用するなど、定期的な換気を行う
- ☑ 対面が想定される場所への遮蔽物の設置、キャッシュレス化などで接触機会を減らす

従業員の体調管理など

- ☑ 体調不良の従業員に休養を促し、勤務中に体調不良になった者はすぐに帰宅させる
- ☑ 従業員の休憩室などはできる限り換気し、対面での食事・会話をしないよう徹底する

(参考:東京都感染拡大防止ガイドブック)



職場への出勤者数の削減を

- 人と人の接触を減らすため、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務などをさらに徹底する
- 事業の継続に必要な場合を除き、夜8時以降の勤務を抑制する
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を減らす工夫をする



事業者の皆さんへの支援

市の融資あっせん制度

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受ける市内事業者を対象に、利子(当初3年間)や信用保証料を全額補助します。

図産業労働支援センター☎443-1217

設備などの感染予防対策

中小企業等による感染症対策助成事業(都の制度)

●単独申請

備品/助成率3分の2 助成上限額50万円(単価が10万円以上のもの。金額は税抜き)

内装・設備工事費用/助成率3分の2 助成上限額100万円(換気設備の設置を含む場合は200万円)

●グループ申請(3社以上の中小企業などで構成されるグループ)

消耗品/助成率3分の2 助成上限額30万円

締 2月26日(金)

図東京都中小企業振興公社☎03-4477-2886

中小企業等新型コロナウイルス感染予防対策助成金(市の制度)

備品/助成率3分の2 助成上限額10万円

(単価が1万円以上または、総額3万円以上のもの。金額は税抜き)

工事費用/助成率3分の2 助成上限額50万円

締 3月1日(月)

図調布市商工会☎485-2214

